

入札公告（説明書）

令和7年6月27日

東日本高速道路株式会社 関東支社 支社長 松坂 敏博

次のとおり条件付一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和7年4月版）』（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告2-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（工事名）	東北自動車道 加須管理事務所管内橋梁補修工事
1-2	工事概要	工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『設計図』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO東日本 関東支社 支社長 松坂 敏博
1-4	契約担当部署	NEXCO東日本 関東支社 技術部 調達契約課 （住所）〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 （電話）048-631-0020 （Mail）ki-co-kanto@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」
1-12	参考積算条件書の掲載	「無」
1-13	見積活用方式の有無	「有」
1-14	その他	特記事項なし

2. 入札手続き日程

入札公告日		令和7年6月27日
2-1	審査基準日	本書2-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和7年7月29日まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	【提出期限】 入札公告の日から令和7年7月29日 16時00分まで ※共通入札公告2-3に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2 条第2 項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。 【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書（様式1） (2) 担当者連絡先届（様式2） 技術資料（様式3）（※Microsoft Excelにより提出すること。） (3) と。）
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和7年8月22日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで
2-6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当

2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当
2-8	改善技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-9	技術提案書の採否通知日	本件競争入札においては非該当
2-10	参考見積書の提出期限	【提出期限】 令和7年7月29日 16時00分 【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合はMicrosoft Excelにて提出。 ※書留郵便等で提出する場合は、Microsoft Excelにて作成し印刷したもの【1部】、保存した電子記録媒体（CD-R）【1部】 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス〔赤〕』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2 項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。 【提出書類】 参考見積書（様式4、5）
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和7年8月25日から令和7年9月16日までを予定
2-12	訂正参考見積書提出期限	【提出期限】 令和7年9月26日 16時00分 【提出方法】 本書2-10に示す参考見積書の提出方法と同じ

2-13	入札書の提出期限	【提出期限】 令和7年10月20日 16時00分 ※共通入札公告2-4に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 なお、入札時に提出する単価表は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。（金抜設計書様式のとおりに） 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。 【提出書類】 (1) 入札書 (2) 単価表（※Microsoft Excelにより提出すること。） 単価表の単位表記は、「ℓ」の場合は「L」、「m²」の場合は「m2」、「m³」の場合は「m3」と記載し、提出すること。 (3) 総合評定値通知書（経審）の写し
2-14	開札日時	令和7年10月21日 13時30分
2-15	開札場所	本書1-4. に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	【受付期間】 入札公告の日から令和7年10月3日 16時00分まで 【受付場所】 本書1-4. に示す契約担当部署 【受付方法】 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。） ※質問書面（別紙質問書様式）を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日16時までに提出すること。 ※16時を過ぎた場合は、翌日（休日を除く）に提出したものとする。
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日（休日を含まない）以内
2-18	資料の閲覧期間 （設計業務成果品等の貸与）	本件競争入札においては非該当
2-19	資料の掲載 （参考積算条件書）	本件競争入札においては非該当

競争参加資格要件等一覧表

工事件名		東北自動車道 加須管理事務所管内橋梁補修工事				
調達手続の概要	競争契約の方法		条件付一般競争入札方式			
	落札者の決定方法		総合評価落札方式	工事実績評価型(実績Ⅱ型)		
	評価値の算出方法		加算方式			
	見積活用方式の有無		有			
	入札ボンド		対象外			
	履行ボンド		対象			
	JV募集対象		対象外			
	審査時期		事前審査			
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①下記に示すすべての工事種別に係る「令和 7・8 年度競争参加資格」を有する者であること。 ②弊社発注工事において、令和4・5年度の工事種別(橋梁補修工事)の工事成績評定点の各年度の平均点が2年連続で65点未満でないこと。			
		工事種別	橋梁補修工事			
		等級	—			
	施工実績	対象となる施工実績	平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績			
		同種工事	a) 道路橋の維持修繕工事 ※ただし、工事内容が橋梁の塗替塗装のみの場合は、実績として認めない b) 自動車専用道路において車線規制を実施した工事(片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可) a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。 なお、総合評価(技術評価)の対象は、a)の施工実績とする 共同企業体(甲型)の構成員としての同種工事の施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。			
			本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名) 東北自動車道 加須管内橋梁補修用図面作成業務	受注者名) 日本エンジニアリング(株)
					業務名) さいたま市箕輪橋補修設計業務※発注者:さいたま市	受注者名) セントラルコンサルタント(株)
					業務名) 橋りょう修繕工事(新寺塚橋補修設計業務委託)※発注者:埼玉県	受注者名) (株)セリオス
	業務名) 小久喜橋橋梁長寿命化修繕設計業務委託※発注者:白岡市	受注者名) ビーシー技研(株)				
	業務名) 橋りょう修繕工事(六万部橋(跨道橋)補修設計業務委託)※発注者:埼玉県	受注者名) (株)トーニチコンサルタント				
		施工管理業務の受注者	業務名) 保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務(加須管理事務所)	受注者名) (株)ネクスコ東日本エンジニアリング		
	その他		—			
継続契約方式の対象		対象外	—	当初工事名	—	
			—	対象となる後発工事名(その1)	—	
			—	対象となる後発工事名(その2)	—	

契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】

契約履行要件 (契約後に技術者を配置するための要件※調達手続中の配置は不要)	配置予定技術者(現場代理人、主任技術者、監理技術者)に求める項目	資格要件	主任技術者又は監理技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。 本工事に対応する建設業法の許可業種：土木事業又はとび・土工事業のいずれか なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。	
		同種工事	現場代理人、主任技術者、監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。 a) 道路橋の維持修繕工事 ※ただし、工事内容が橋梁の塗替塗装のみの場合は、実績として認めない ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工経験として認める。なお、施工経験における従事役職は問わない。 また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、その者は①に示す資格のいずれかを有している者でなければならない。	
	その他		—	

技術評価項目及び技術評価基準

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

工事実績評価型Ⅱ型			技術評価点（満点）		10点								
評価項目			評価基準										
施工の確実性	企業	同種工事の工事成績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。										
			評価基準			評価点	配点	履行確認対象項目					
			評価点= $\frac{\text{配点 (5点)} \times \frac{(\text{同種工事実績の工事成績評定点} \times \text{係数b} - 70)}{20}}{\text{係数a}}$ (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)			0～5点	5点	－					
			係数 a の設定は下記のとおり										
				イ) 同種工事実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	ロ) 同種工事実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合				ハ) 同種工事実績の受渡しが令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の場合				
			1) 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事	1.00	0.50				0.25				
			2) 同種工事実績が上記1)以外の公的機関の発注工事	0.50	0.25				0.12				
			3) 上記1)、2)に該当しない	0.00									
			係数 b の設定は下記のとおり										
			1) NEXCO中日本以外の発注機関の工事成績評定点の場合						1.000				
			2) NEXCO中日本で令和6年4月1日以降の工事成績評定点の場合						0.954				
			3) NEXCO中日本で平成30年7月1日から令和6年3月31日の工事成績評定点の場合						0.936				
			4) NEXCO中日本で平成30年6月30日以前の工事成績評定点の場合						0.954				
			◇留意事項										
			1. (同種工事実績の工事の成績評定点×係数b) が90点以上の場合、(同種工事実績の工事の成績評定点×係数b) を90点とする。										
			2. 平成27年3月31日以前に受渡された工事、(同種工事実績の工事の成績評定点×係数b) が70点に満たない場合又は工事成績評定の無い場合、評価点は0点とする。										
			3. 公的機関とは、国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人とする。										
4. 経営共同企業体の場合は、当該経営共同企業体としての同種工事実績（工事成績評定）である場合についてのみ評価する。													
施工の確実性	企業	同一工事種別等における表彰実績等	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。										
			評価基準 / 評価点			表彰時期	表彰対象	配点	履行確認対象項目				
						表彰日	表彰対象	表彰対象	2点	－			
			1) NEXCO東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は支社長による優秀工事等の表彰（同一工事種別に限る）実績								2.00点	1.00点	0.50点
			2) NEXCO東日本の事務所長による優秀工事等の表彰（同一工事種別に限る）又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績								1.00点	0.50点	0.25点
			3) 上記1)、2)に該当しない			0.00点							
			◇留意事項										
			1. 表彰実績は1工事のみ提出を認める。複数工事の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。										
			2. 表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0点」で評価する。										
			3. 表彰が工事を履行した企業に対するものであること。										
			4. 本工事と同一工事種別の表彰について評価する。ただし、社長表彰及び支社長による功労表彰の場合は工事種別は問わない。										
			5. 優秀工事等の表彰とは各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優秀工事、安全管理優良工事、安全管理推奨工事、安全管理奨励工事、品質管理優秀工事、品質管理優良工事、コスト削減優秀工事、コスト削減優良工事、品質管理奨励工事、工程管理優秀工事、工程管理優良工事、環境貢献優良工事、地域貢献奨励工事、又は優良工事」としての表彰であること。										
			6. 上記5以外の社長表彰又は支社長による功労表彰には感謝状を含む。										
			7. 本工事の工事種別に対して、本工事と同一の工事種別以外に表彰実績の評価対象となる令和6年度以前に発注した工事の工事種別は下表のとおりとする。下表にない工事種別については、本工事と同一の工事種別に対する表彰実績のみを評価対象とする。										
			本工事の工事種別		表彰実績の評価対象となる令和6年度以前に発注した工事の工事種別								
土木工事		のり面処理工事											
橋梁補修工事		P C橋上部工事、鋼橋上部工事、道路補修工事											
道路付属物工事		防護さく工事、遮音壁工事、標識工事、トンネル内装工事、道路補修工事											
機械設備工事		トンネル非常用設備工事、トンネル換気設備工事											
土木補修工事		土木工事、のり面処理工事、道路補修工事											

施工の確実性	企業	品質管理・環境・労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																
			<table><thead><tr><th>評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">1) 品質管理マネジメントシステム（ISO9001） 2) 環境マネジメントシステム（ISO14001） 3) 労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS/ISO45001）の取得状況</td><td>① 左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち2つ以上を取得している</td><td>1.00点</td><td rowspan="3">1点</td><td rowspan="3">-</td></tr><tr><td>② 左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち1つを取得している</td><td>0.50点</td></tr><tr><td>③ 左記の1)から3)のマネジメントシステムを取得していない</td><td>0.00点</td></tr></tbody></table>	評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	1) 品質管理マネジメントシステム（ISO9001） 2) 環境マネジメントシステム（ISO14001） 3) 労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS/ISO45001）の取得状況	① 左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち2つ以上を取得している	1.00点	1点	-	② 左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち1つを取得している	0.50点	③ 左記の1)から3)のマネジメントシステムを取得していない	0.00点	◇留意事項 1. 当該工事の施工を担当する部署が取得しているマネジメントシステムの対象部署であって、かつ取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。 2. 取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出ない場合、評価しない。 3. 上表3)においてCOHSMSとISO45001を両方取得している場合、取得数は1つとする。		
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																
1) 品質管理マネジメントシステム（ISO9001） 2) 環境マネジメントシステム（ISO14001） 3) 労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS/ISO45001）の取得状況	① 左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち2つ以上を取得している	1.00点	1点	-															
	② 左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち1つを取得している	0.50点																	
	③ 左記の1)から3)のマネジメントシステムを取得していない	0.00点																	
施工の円滑性	地域・通達・当社への貢献度等	災害時の協力実績（緊急災害復旧工事の施工実績）	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																
			<table><thead><tr><th>評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr></thead><tbody><tr><td>1) NEXCO東日本への令和4年4月1日以降の災害協力実績である場合</td><td>1.00点</td><td rowspan="5">1点</td><td rowspan="5">-</td></tr><tr><td>2) NEXCO東日本への令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の災害協力実績である場合</td><td>0.50点</td></tr><tr><td>3) NEXCO東日本への令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の災害協力実績である場合</td><td>0.25点</td></tr><tr><td>4) 上記1)、2)、3)に該当しない又は災害協力実績がない場合</td><td>0.00点</td></tr><tr><td>5) 『東日本高速道路株式会社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の</td><td>0.50点</td></tr></tbody></table>	評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	1) NEXCO東日本への令和4年4月1日以降の災害協力実績である場合	1.00点	1点	-	2) NEXCO東日本への令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.50点	3) NEXCO東日本への令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.25点	4) 上記1)、2)、3)に該当しない又は災害協力実績がない場合	0.00点	5) 『東日本高速道路株式会社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の	0.50点
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																
1) NEXCO東日本への令和4年4月1日以降の災害協力実績である場合	1.00点	1点	-																
2) NEXCO東日本への令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.50点																		
3) NEXCO東日本への令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.25点																		
4) 上記1)、2)、3)に該当しない又は災害協力実績がない場合	0.00点																		
5) 『東日本高速道路株式会社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の	0.50点																		
担い手確保		ワーク・ライフ・バランス関連制度認定の取得状況	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																
			<table><thead><tr><th>評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">1) 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業（1段階目/2段階目/3段階目）・プラチナえるぼし認定企業） 2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準）・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） 3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の取得状況</td><td>① 左記の1)から3)の認定のうち2つ以上を取得している</td><td>1.00点</td><td rowspan="3">1点</td><td rowspan="3">-</td></tr><tr><td>② 左記の1)から3)の認定のうち1つを取得している</td><td>0.50点</td></tr><tr><td>③ 左記の1)から3)の認定を取得していない</td><td>0.00点</td></tr></tbody></table>	評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	1) 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業（1段階目/2段階目/3段階目）・プラチナえるぼし認定企業） 2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準）・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） 3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の取得状況	① 左記の1)から3)の認定のうち2つ以上を取得している	1.00点	1点	-	② 左記の1)から3)の認定のうち1つを取得している	0.50点	③ 左記の1)から3)の認定を取得していない	0.00点	◇留意事項 1. 同一認定を重複して取得している場合、認定数は1つとする。 2. 経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての認定である場合についてのみ評価する。		
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																
1) 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業（1段階目/2段階目/3段階目）・プラチナえるぼし認定企業） 2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準）・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） 3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の取得状況	① 左記の1)から3)の認定のうち2つ以上を取得している	1.00点	1点	-															
	② 左記の1)から3)の認定のうち1つを取得している	0.50点																	
	③ 左記の1)から3)の認定を取得していない	0.00点																	